

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容 根拠法令及び条項		<p>受給資格証の再交付</p> <p>新座市子ども医療費支給に関する条例施行規則第4条第3項 （受給資格証の交付等）</p> <p>第4条 条例第6条第1項の規定により登録した者（以下「受給資格者」という。）に対し、子ども医療費受給資格証（別記様式）を交付するものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 子ども医療費受給資格証を破損し、又は亡失したときは、子ども医療費受給資格証再交付申請書を市長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>
所管部課係名		子ども未来部子ども給付課給付係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 （未設定の場合はその理由）	未設定 （規則の規定で言い尽くされているため）
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（令和5年1月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 （未設定の場合はその理由）	総日数 即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定（平成 年 月 日最終変更）